

(案)

かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）

～ともに生きる社会、ともに参画する社会へ～

改定素案

2017（平成29）年9月

目次

I	改定の趣旨	
1	計画の性格	1
2	男女共同参画を取り巻く神奈川の特徴	1
3	男女共同参画をめぐる諸課題	2
4	改定の考え方	7
II	計画の内容	
1	計画の基本目標	8
2	基本理念	8
3	計画期間	8
4	重点目標と施策の基本方向	8
5	施策の体系	9
	重点目標1 「あらゆる分野における男女共同参画」	10
	重点目標2 「職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現」	12
	重点目標3 「男女共同参画の面から見た健やかで安心な暮らし」	14
	重点目標4 「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備」	16
	重点目標5 「推進体制の整備・強化」	18

I 改定の趣旨

1 計画の性格

「かながわ男女共同参画推進プラン」（以下「プラン」という。）は、男女共同参画社会基本法第14条に規定された、県における男女共同参画社会の形成を促進する施策についての基本的な計画です。県では2003（平成15）年度に第1次プランを策定後、2008（平成20）年3月、2013（平成25）年3月の二度にわたり改定を行っています。

このプランは、県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画です。また、2015（平成27）年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第1項に基づく都道府県推進計画として位置付けます。なお、当該推進計画の該当部分は、重点目標1、2、4及び5の施策の基本方向(1)(3)となります。

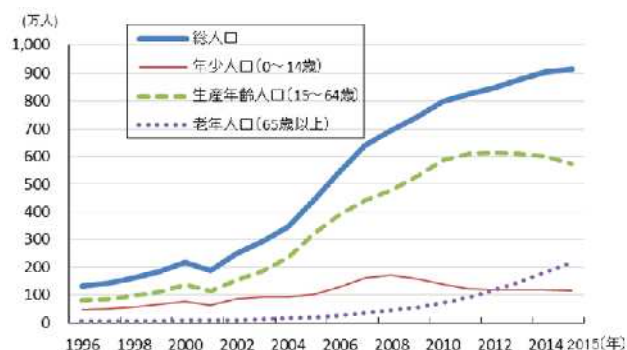
2 男女共同参画を取り巻く神奈川の特徴

(1) 神奈川の人口動向（【グラフ1】）

神奈川では、未婚化、晩婚化、晩産化などを背景に少子高齢化が進展し、総人口は2018年をピークに、その後減少することが見込まれています。

平均寿命は2060年には男性84歳、女性90歳にまで延びることが予測されるなど、「人生100歳時代」を迎えようとしている中で、生産年齢人口は減少傾向にあり、地域社会の活力低下が懸念されています。[→p. 7の4(3)参照]

【グラフ1】 総人口と年齢3区分別人口の推移（神奈川）



●出典：平成27年国勢調査（県統計センター）

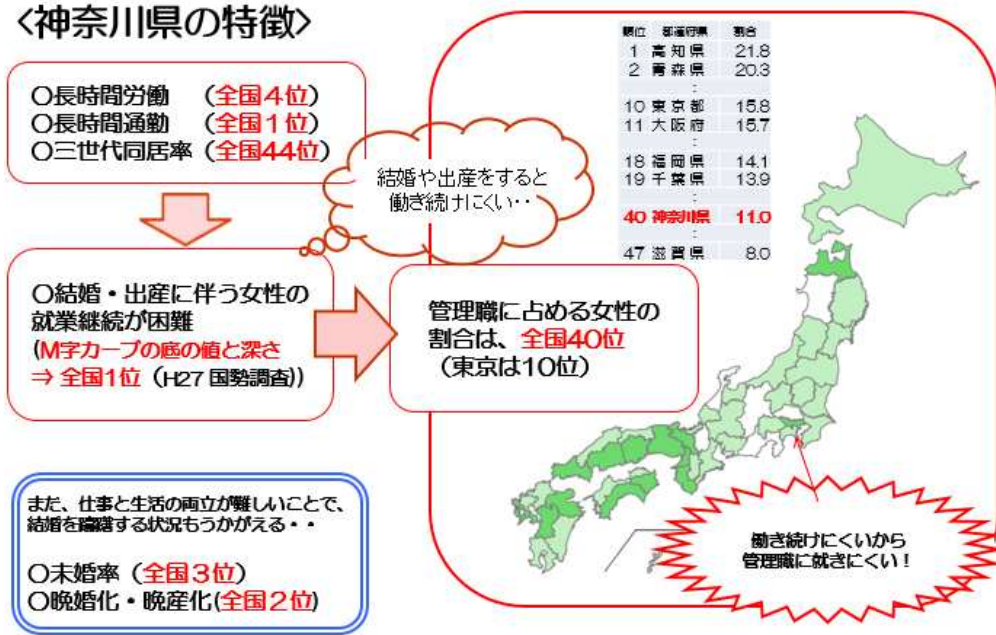
(2) 神奈川における男女共同参画

神奈川では、長時間労働や日本一長い通勤時間などにより、仕事と家庭の両立は容易ではなく、結婚や出産に伴う女性の就業継続が困難となっています。日本の女性の年齢階級別労働力率は、出産・子育て期にあたる30歳代で低下し、その後、再就職することにより上昇するいわゆるM字カーブを描いていますが、神奈川のM字カーブは、底の値、深さも全国1位となっています。このような状況は、男女共に結婚や子どもを持つことを躊躇させる要因とも考えられ、全国と比較して、未婚率が高く、晩婚化・晩産化の傾向も見られます。また、女性の就業継続の難しさはそのキャリア形成を阻み、管理職に占める女性の割合は全国で40位となっています。

就業の場においては、長時間労働をはじめとする「男性中心型労働慣行※1」が依然として根付いており、そのことが、男女共同参画社会を実現する上での壁となっています。[→p. 7の4(1)(2)参照]

※ 1 男性中心型労働慣行：勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行

〈神奈川県の特徴〉



出典:平成28年度都道府県別女性の参画マップ

3 男女共同参画をめぐる諸課題

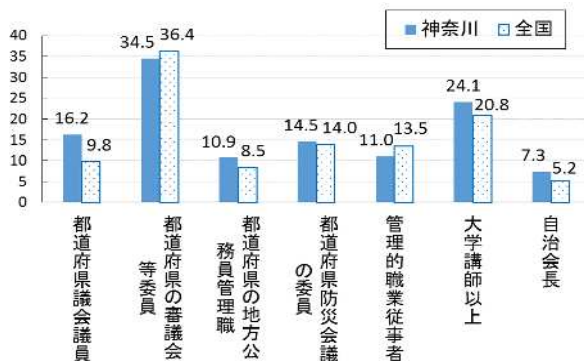
(1) 女性の活躍と参画の促進

政府では、2003 (平成15) 年に「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位 (※2) に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標 (男女共同参画推進本部決定) を設定しました。女性活躍推進法が成立し、女性活躍に向けた着実な取組みが求められていますが、神奈川の政策・方針決定過程への女性の参画は全国と同様、未だ十分とは言えず、今後、社会全体で次世代を担う女性リーダーの育成・輩出が求められています。

また、昨今では、科学技術・学術分野における女性の活躍が期待されているほか、過去の大規模災害等における教訓から、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の確立が求められているなど、政治・経済・地域社会など、あらゆる分野で、女性の参画が求められています。[→p. 7の4 (1) 参照]

(※2) 「指導的地位」の定義: ①議会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とする。(2007年男女共同参画会議決定)

【グラフ2】様々な分野の政策・方針決定過程における女性の参画 (神奈川・全国)



●出典:平成29年1月内閣府全国女性の参画マップ

※「大学講師以上」は「学校基本調査」による

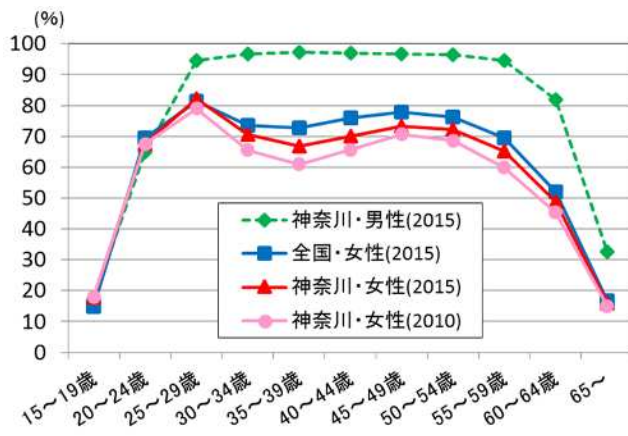
※「都道府県の審議会等委員」は平成28年度「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の状況」(内閣府)の「目標を設定している審議会等委員への女性の登用」による

(2) 女性の就業継続

神奈川では、近年、育児休業制度などの普及により就業継続しやすい環境整備が進み、M字カーブは改善傾向にあります。前記のとおり、依然としてM字の底の値と深さは全国ワースト1位となっています（2015(平成27)年国勢調査結果）。労働力調査においては、30歳代で非正規雇用者数が正規雇用者数を上回っていますが、その背景としては、仕事と育児・介護との両立が困難であるため、非正規雇用を選択している状況も伺われます（【グラフ14】参照）。

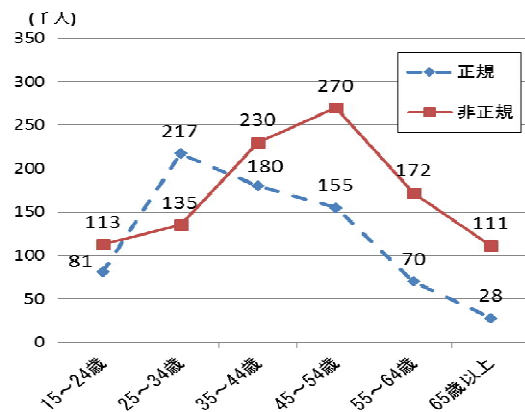
一方、35歳～44歳の無業女性の就職希望は全国を上回っており、条件を整えば就業したいという女性は多くなっていることが伺えます。[→p. 7の4(2)参照]

【グラフ3】女性の年齢階級別労働力率



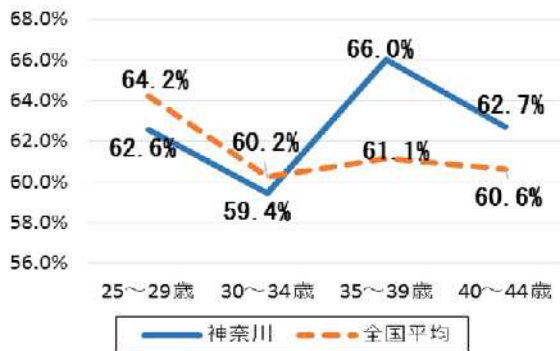
●出典：国勢調査（平成27年、22年）

【グラフ4】女性の各年齢階級の正規・非正規雇用者数
(神奈川)



●出典：平成28年労働力調査（県統計センター）

【グラフ5】女性無業者の就職希望状況（全国・神奈川）



●出典：平成24年就業構造基本調査（総務省）

(3) ワーク・ライフ・バランスの実現

神奈川の夫の家事・育児関連時間は、全国と同様、海外に比べて極端に短くなっており、子育て中の女性にとって仕事と家庭の両立が容易ではありません。今後、女性の活躍を促進していくためには、男性の家庭生活への参画が不可欠ですが、「男性の家事・育児等への参画に必要なこと」という意識調査の結果（【グラフ15】参照）では、「職場の理解」や「休暇の取得のしやすさ」など、長時間労働を前提とした現在の働き方そのものが阻害要因となっている状況が伺われます。[→p. 7の4(1)、(2)参照]

2007（平成19）年及び2012（平成24）年の「就業構造基本調査」によると、介護・看護を理由とした離職者数は、5年間で男女とも増加しており、特に男性の増加率が大きくなっています。

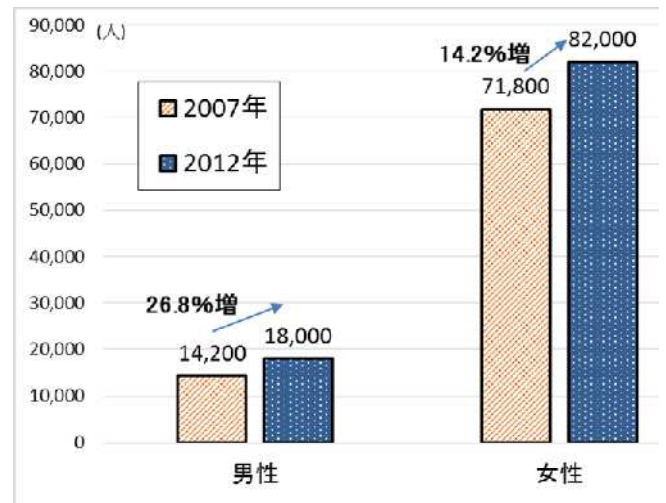
また、近年では晩婚化・晩産化等を背景に、子育てと同時に、親の介護を担う、いわゆる「ダブルケア」問題も指摘されています。[→p. 7の4(2)、(4)参照]

【グラフ6】6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事・育児関連時間（1日当たり・国際比較）



●出典：神奈川・日本データは平成23年社会生活基本調査（総務省）、各国データは内閣府ポスター「男性の暮らし方・意識が変われば日本も変わる」（平成28年）より

【グラフ7】介護・看護を理由とする離職者数の推移（神奈川）



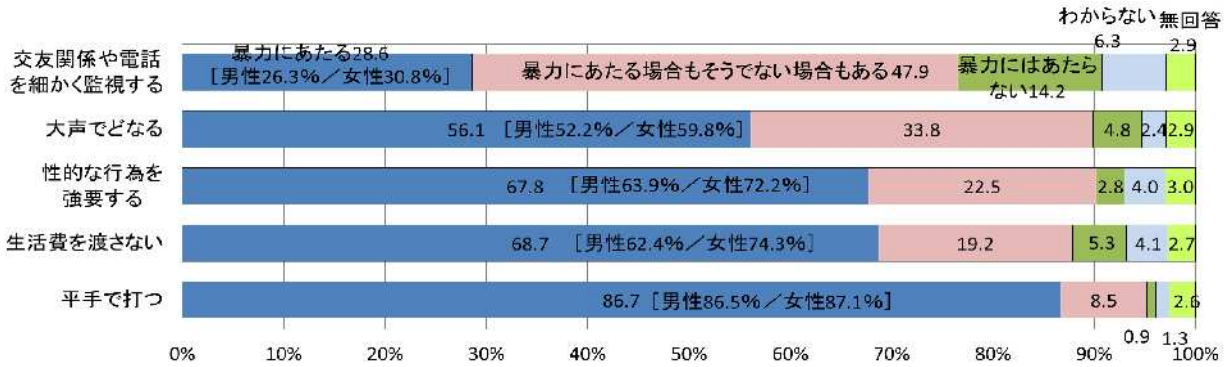
●出典：「就業構造基本調査」（平成19年、平成24年）より

(4) 配偶者等からの暴力

内閣府が2014（平成26）年に実施した「男女間における暴力に関する調査」では、女性の約4人に1人（23.7%）、男性の約6人に1人（16.6%）が「DV被害の経験がある」と回答しています。

暴力には、「身体的暴力」「精神的暴力」のほか「経済的暴力」「性的暴力」「社会的隔離」などいくつかの類型がありますが、総じて男性の方が暴力に対する認識度が低くなっています。[→p. 7の4(3)参照]

【グラフ8】暴力の認識割合（神奈川）



●出典：平成28年度県民ニーズ調査

(5) 高齢単身女性や母子世帯の貧困

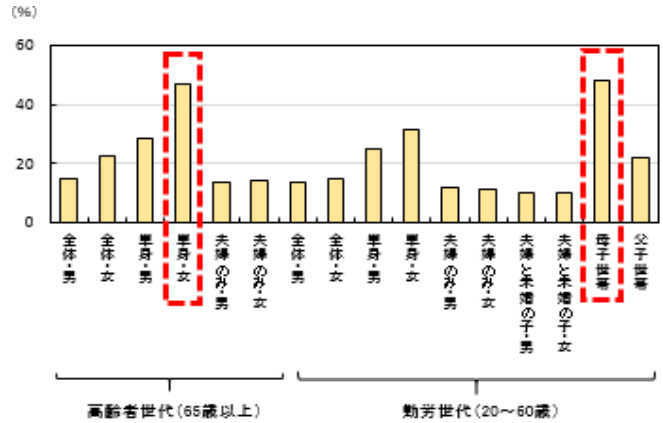
ほとんどの年齢層において、女性は男性より相対的貧困率が高く、中でも高齢期にその格差が拡大しています。世帯別では、特に、高齢単身女性世帯や母子世帯の貧困率が高くなっていますが、その理由としては「育児等との両立のため、無業もしくは非正規雇用を選んでいる（いた）」、また、そのような働き方の積み重ねの結果として、経済的基盤が弱いなど、女性ならではの貧困に到る背景があります。[→ p.7の4 (3) 参照]

【グラフ9】年齢階層別相対的貧困率（全国）



●出典：阿部彰（内閣府「生活困難を抱える男女に関する検討会（平成20～21年）」委員）（2015）「貧困率の長期的動向：国民生活基礎調査1985～2012を用いて」貧困統計ホームページ

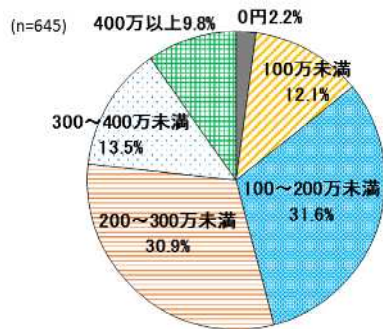
【グラフ10】世代・世帯類型別相対的貧困率（全国）



(備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成22年)を基に、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会女性と経済ワーキング・グループ(阿部彰委員)による特別集計より作成。
2. 相対的貧困率は、可処分所得が中央値の50%未満の人の比率。
3. 平成22年調査の調査対象年は平成21年。

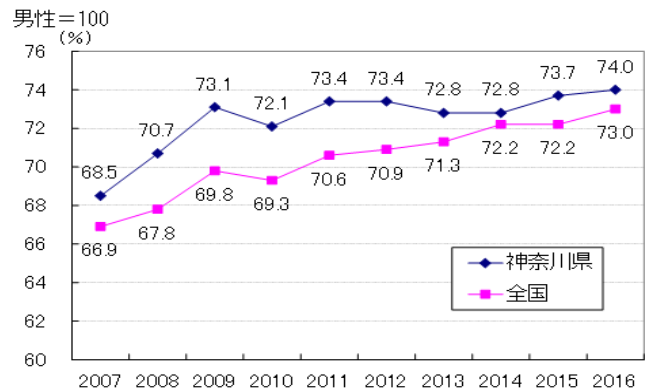
●出典：平成24年版男女共同参画白書（内閣府）

【グラフ11】母子家庭の過去1年間の家族全体の収入（神奈川）



●出典：県ひとり親家庭アンケート結果（抽出）

【グラフ12】男女間の賃金（一般労働者の所定内給与）格差（全国・神奈川）



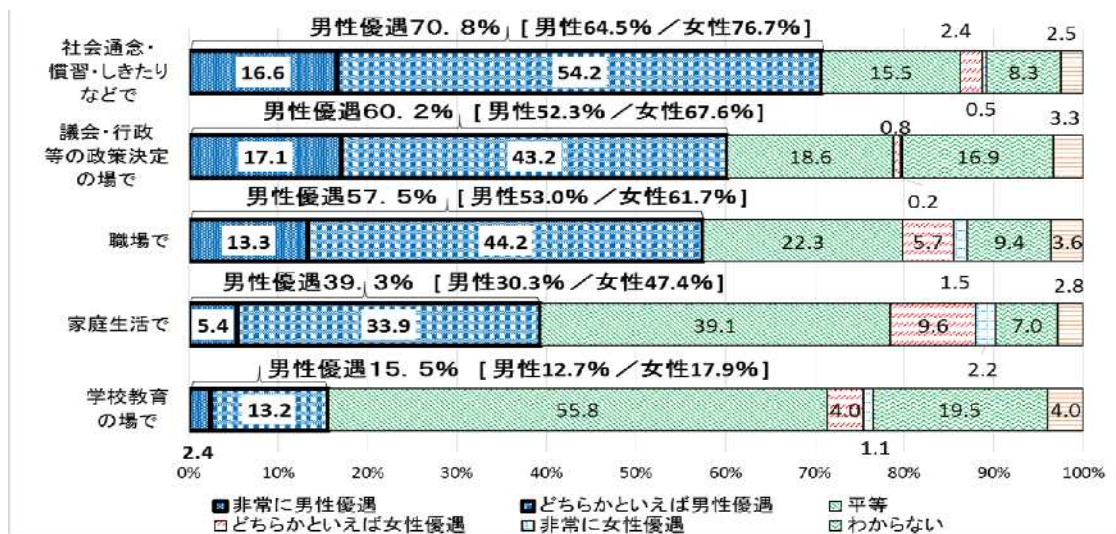
●出典：賃金構造基本統計調査（厚生労働省）

(6) 男女共同参画に関する意識

2016（平成 28）年度に実施した県民ニーズ調査によると、社会通念や政策決定の場、職場等では半数以上が「男性優遇」と回答しているなど、社会の様々な場面で、未だに男女間の不平等があると感じている割合が高く、中でも女性の方が不平等感が強くなっています。

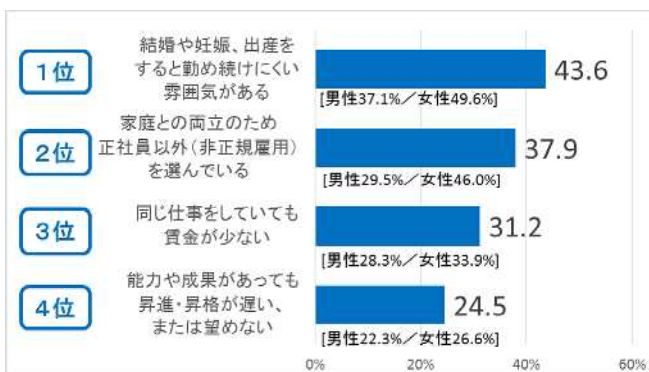
特に職場では、女性は「結婚や出産をすると勤め続けにくい雰囲気がある」一方、男性の家事・育児・地域活動への参画に対する「上司・同僚の理解」が不足しているなど、男女共同参画の推進を阻む固定的性別役割分担意識が依然として根強く、「子どもができてからもずっと職業を持ちたい」女性の割合は、神奈川が全国最下位となっています。
[p. 7の4(2)、(4) 参照]

【グラフ13】 男女の平等感（神奈川）



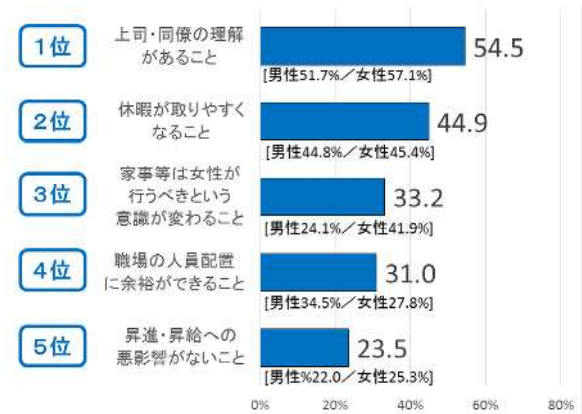
●出典：平成28年度県民ニーズ調査

【グラフ14】 働く女性の実態（神奈川）



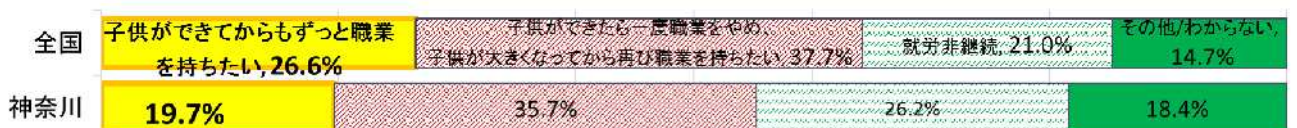
●出典：平成28年度県民ニーズ調査（10項目中複数選択回答）

【グラフ15】 男性の家事・育児・地域活動への参画に必要なこと（神奈川）



●出典：平成28年度県民ニーズ調査（11項目中複数選択回答）

【グラフ16】 職業を持つことについての意識調査（女性）



※「就労非継続」は、「結婚前から職業を持たず、ずっと家庭にいたい」「結婚するまでは職業を持ち、結婚後はずっと家庭にいたい」「子供ができるまでは職業を持ち、子供ができてからはずっと家庭にいたい」という回答の合計

●出典：平成27年度「地域における女性の活躍に関する意識調査」（内閣府）

4 改定の考え方

2、3に示した神奈川の男女共同参画をめぐる状況を踏まえ、次のような視点から改定に取り組む必要があります。

- (1) 2015（平成27）年に女性活躍推進法が成立し、女性活躍に向けた着実な取組みが求められている中で、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるとともに、大規模な災害時に男女共同参画の視点が特に重要となる防災分野など、あらゆる分野に女性の参画を促進する必要があります。また、男性については、参画が進んでいない家庭・地域活動への参画を促進する必要があります。

[→p.10「重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画」へ]

- (2) 働き続けることを希望する女性が、出産や育児、介護などにより就業を中断することなく働き続けることができるよう支援するとともに、雇用の場における男女共同参画を促進する必要があります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現のため、長時間労働の削減をはじめとした働き方改革を強く推し進め、育児や介護などの負担を抱えていても、柔軟な働き方ができるような新たなワークスタイルを創造する必要があります。

[→p.12「重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現」へ]

- (3) 配偶者等からの暴力には、被害者への支援に引き続き取り組むとともに、ひとり親家庭や高齢単身女性など、生活上の困難に陥りやすい女性等が、安心してくらすことができるよう、それぞれの実情に応じた支援を行う必要があります。また、今後高齢化が進み、人生100歳時代を迎える中、誰もが健康に生き生きとくらし、生涯を通じた健康支援を行う必要があります。

[→p.14「重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし」へ]

- (4) 「男は仕事、女は家庭」に象徴される「固定的性別役割分担意識」については、(1)～(3)に記載した男女共同参画社会の実現を阻む共通の課題となっているものですが、今後ともその解消に向けて、意識改革を図っていくとともに、将来を担う子どもや若者が、性別にとらわれずに、将来を見通した自己形成ができるよう、若い世代への意識啓発を充実していく必要があります。

また、男女共同参画社会の実現のため、育児・介護などの基盤整備を行う必要があります。

[→p. 16「重点目標 4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備」へ]

- (5) 市町村やNPO、民間企業などとの連携・協働により、推進体制を強化する必要があります。また、男女差を明らかにし、適確な施策につなげられるよう、ジェンダー統計の充実を図るとともに、データの見える化などにより、施策の進捗状況を適切に進行管理する必要があります。

[→p. 18「重点目標 5 推進体制の整備・強化」へ]

II 計画の内容

1 計画の基本目標

ともに生きる社会、ともに参画する社会へ

家庭、職場、学校、地域など、人生の様々な場面で、誰もが性別にかかわらず、共に生き、共に参画し、活躍できる… そんな社会をめざします。

2 基本理念

神奈川県男女共同参画推進条例第3条に定める、男女共同参画を推進するための理念に基づき、市町村、NPO、民間企業等との連携を図りながら、次の4項目に基づき、施策を遂行していきます。

(1) 人権の尊重

性別による権利侵害や差別を受けず、男女が個人の能力を発揮できるようにすること

(2) あらゆる分野への参画

社会のあらゆる分野で、男女が意思決定過程に共同して参画できるようにすること

(3) ワーク・ライフ・バランスの実現

働き方を見直し、誰もが、仕事と生活との両立ができるようにすること

(4) 固定的性別役割分担意識の解消

性別による固定観念にとらわれず、社会のあらゆる活動において男女が個性や適性に応じた自由な選択ができるようにすること

3 計画期間

2018（平成30）年度～2022（平成34）年度の5年間とします。

4 重点目標と施策の基本方向

長時間労働などにより、仕事と家庭の両立が厳しい状況が続いているほか、未だに低調な政策・方針決定過程への女性の参画状況や、高齢単身女性や母子世帯の貧困などの各種課題、女性活躍推進法、国の「第4次男女共同参画基本計画」（2015（平成27）年12月閣議決定）を踏まえ、次の5分野に重点的に取り組みます。

- 重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画
- 重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現
- 重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし
- 重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備
- 重点目標5 推進体制の整備・強化

5 施策の体系

基本目標	基本理念	重点目標	施策の基本方向	主要施策
ともに生きる社会、ともに参画する社会へ	I 人権の尊重 II あらゆる分野への参画 III 働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの実現 IV 固定的性別役割分担意識の解消	1 あらゆる分野における男女共同参画	(1) 政策・方針決定過程における女性の参画	①民間における政策・方針決定過程への女性の参画 ②政治・行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画
			(2) あらゆる分野における女性の活躍促進	①女性の活躍の推進 ②女性の参画が進んでいない分野への女性の参画支援 ③農業や商工業分野における女性の参画支援 ④防災分野への女性の参画支援
			(3) 家庭・地域活動への男性の参画	
		2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現	(1) 職業生活における活躍支援	①女性の就業支援 ②育児等の基盤整備（再掲） ③介護の基盤整備（再掲） ④就業環境の整備 ⑤安定した就業への支援
			(2) 働き方改革の推進と新たなワークスタイルの創造	①長時間労働削減と多様な働き方の促進 ②両立支援のための取組み促進
		3 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし	(1) あらゆる暴力の根絶	①配偶者等からの暴力被害者への支援 ②配偶者等暴力に対する啓発 ③犯罪被害者等に対する支援
			(2) 困難を抱えた女性等に対する支援	①ひとり親家庭に対する支援 ②高齢女性に対する支援 ③障がいのある女性に対する支援 ④外国人女性に対する支援 ⑤生活困窮者等の自立に向けた支援 ⑥性的マイノリティ（LGBT等）に対する支援
			(3) 生涯を通じた健康支援	①女性の健康に対する支援 ②男性の健康に対する支援 ③エイズ・性感染症等に対する支援 ④「人生100歳時代」に向けた取組み
		4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備	(1) 固定的性別役割分担意識解消のための意識改革	①男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成 ②男女共同参画の理解を深めるための情報収集・提供
			(2) 子ども・若者に向けた意識啓発	①子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成 ②学校現場における基盤整備
			(3) 育児・介護等の基盤整備	①育児等の基盤整備 ②介護の基盤整備
		5 推進体制の整備・強化	(1) 多様な主体との協働	
			(2) 男女別統計の促進	
			(3) 進行管理	

重点目標1

あらゆる分野における男女共同参画

男女共同参画を一層進めるため、あらゆる分野における女性の活躍を促進するとともに、家庭・地域活動への男性の参画をめざします。

施策の基本方向1 政策・方針決定過程における女性の参画

管理職をめざす女性の人材育成や、審議会等における女性の登用を進めることなどにより、政治・行政分野や民間企業等における政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

■ 主要施策

- ① 民間における政策・方針決定過程への女性の参画
 - ・管理職をめざす女性を対象として、マネジメント能力の向上を支援するセミナー等を実施します。
 - ・農業委員及び農業協同組合の役員等への登用を促進します。
- ② 政治・行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画
 - ・議会における女性参画の意義について理解を促進します。
 - ・男女の意見を均衡に政策形成の場へ反映させるため、審議会等委員への女性の登用を促進します。

■ 数値目標

目 標	現状値 (年度)	目標値 (年度)
県職員（教員・警察官を除く）の幹部職員（課長級以上）に占める女性の割合	14.7% (2017(H29))	20% (2020(H32)) ※3
県の審議会等における女性委員の割合	34.5% (2015(H27))	40%(2020(H32))、 以降は40%を超える こと(2022(H34))
参考数値	現状値 (年度)	
地方議会における女性議員の割合	県議会16.2% 市区議会20.2% 町村議会23.0% (2015(H27).12)	
市町村の審議会における女性委員の割合	33.4% (2015(H27))	
県職員採用試験（I種試験等（大卒程度））からの採用者の占める女性の割合	15.8% (2015(H27))	
県立学校教員の校長・副校長・教頭に占める女性の割合	21.9% (2017(H29))	
警察官の総定数に占める女性警察官の割合	8.7% (2017(H29))	

※3：目標年度が計画期間の途中年度となっている目標については、その年度に到達した時点で目標値及び目標年度を見直します（以下同じ）。

施策の基本方向2 あらゆる分野における女性の活躍促進

女性の活躍を推進する社会的機運を醸成するとともに、男女共同参画社会を実現するため、農業や商工業のほか、防災や科学技術など、あらゆる分野における女性の参画を促進します。

■ 主要施策

- ① 女性の活躍の推進
 - ・神奈川県にゆかりのある大企業等のトップによる「かながわ女性の活躍応援団」

及びサポーターにより、女性活躍応援のための社会的ムーブメントを拡大し、啓発講座等を実施します。

- ・女性が開発に貢献した商品の中から優れたものを「神奈川なでしこブランド」として認定・広報することで、企業における女性の活躍等を推進します。

②女性の参画が進んでいない分野への女性の参画支援

- ・若い世代の理工系分野選択を促進するなど、女性の進出が少ない分野への女性の参画を促進します。

③農業や商工業分野における女性の参画支援

- ・女性の力を発揮して農業経営を改善・発展させるため、女性の新規就農及び経営参画を促進します。
- ・商工業に携わる女性の自主的な事業活動を支援します。

④防災分野への女性の参画支援

- ・シンポジウムなどによる女性消防団員の加入促進と、女性消防団員活動のための環境整備を行います。
- ・市町村等が地域防災計画を策定する際、男女共同参画の視点から助言を行います。

■ 数値目標

目 標	現状値 (年度)	目標値 (年度)
民間事業所の女性管理職（課長相当職以上）の割合	7.4% (2016(H28))	13% (2022(H34))
参考数値	現状値 (年度)	
大学の教授等に占める女性の割合	23.3% (2015((H27))	
「かながわ女性の活躍応援団」応援団員派遣啓発講座等の開催件数及び受講者数	開催件数8 回、受講者数 530人 (2016(H28))	

施策の基本方向3 家庭・地域活動への男性の参画

男女共に仕事と家庭の責任を分かち合える社会をめざして、家事・育児、地域活動への男性の参画を促進します。

■ 主要施策

- ・子育て中の父親等を対象に、各種啓発や講座等を実施し、子育てと仕事の両立や家事への積極的な参加を促します。

■ 数値目標

目 標	現状値 (年度)	目標値 (年度)
6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	67分/日 (2011(H23))	105分/日 (2021((H33)) ※3
参考数値	現状値 (年度)	
県職員の男性の育児休業取得率	1.6% (2015((H27))	

重点目標2

職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

職業生活における女性の活躍を支援しつつ、働き方改革の推進により、誰もが健康で豊かな生活のための時間が確保でき、多様で柔軟な働き方が選択できる社会をめざします。

施策の基本方向1 職業生活における活躍支援

女性の就業を支援するとともに、育児等や介護の基盤整備や就業環境の整備を行うことにより、職業生活における女性の活躍を支援します。

■ 主要施策

①女性の就業支援

- ・就職・再就職・起業など、就業を希望する女性に対し、一人ひとりのニーズに合わせた就業支援等を実施します。

②育児等の基盤整備【重点目標4(3)①再掲】

③介護の基盤整備【重点目標4(3)②再掲】

④就業環境の整備

- ・男女共同参画推進条例に基づく事業所（従業員300人以上）からの男女共同参画推進状況の届出を通じ、企業における男女共同参画の取組みを促進します。
- ・職場における差別やセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントを含む様々な労働問題の解決を図るため、各種の労働相談を実施します。

⑤安定した就業への支援

- ・相談やセミナーを実施し、様々な状況におかれた女性の就業を支援します。

■ 数値目標

目標	現状値 (年度)	目標値 (年度)
25～44歳の女性の就業率	68.3% (2016(H28))	72% (2022(H34))
参考数値	現状値 (年度)	
女性の年齢階級別労働力率(M字の底35～39歳の労働力率)	66.8% (2015(H27))	
女性のキャリアサポート(就業を希望する女性への支援)事業の相談件数	532件 (2012(H24))	
総合職業技術校生の修了3か月後の就職率	95.4% (2015(H27))	
企業における男性と女性の所定内給与額の格差(男性=100)	73.7% (2015(H27))	
企業のセクシュアル・ハラスメント防止措置状況(方針の周知・啓発に取り組む事業所の割合)	<方針の周知等>就業規則85.2%/社内報等52.7%/研修等61.0%/その他5.5% <相談窓口等整備>相談担当者94.8%/マニュアル整備40.7%/外部機関27.4%/その他4.8% (2016(H28))	
セクシュアル・ハラスメント相談件数	167件 (2016(H28))	
一般労働者と短時間労働者の時間給格差(対一般労働者)	女性66.2%、男性54.3% (2015(H27))	

施策の基本方向2 働き方改革の推進と新たなワークスタイルの創造

働き方改革を推し進め、テレワークをはじめとした新たなワークスタイルの創造をめざします。

■ 主要施策

①長時間労働削減と多様な働き方の促進

- ・長時間労働を削減するとともに、多様で柔軟な働き方ができるよう、必要な環境整備を図ります。

②両立支援のための取組み促進

- ・ワーク・ライフ・バランスに対する理解の促進を図ります。

■ 数値目標

目 標	現状値 (年度)	目標値 (年度)
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	9.9% (2012(H24))	7.9% (2019(H31)) ※3
参考数値	現状値 (年度)	
県職員の部分休業、育児休業及び育児休暇(※4)の取得状況	<部分休業> 女性101人 男性9人 <育児休業> 女性151人 男性11人 <育児休暇> 女性47人 男性13人 (2016(H28)知事部局)	
県職員の介護休暇取得状況	女性56人 男性16人 (2016(H28))	
朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	9回/週 (2013(H25))	

※4：制度の主な概要

- ・部分休業…小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（男女を問わない。）に、その子が小学校就学の始期に達するまで、一日の勤務時間の一部について勤務しないことを認める制度（無給）。
- ・育児休業…3歳に満たない子を養育する職員（男女を問わない。）に、その子が3歳に達するまで日間で勤務しないことを認める制度（無給）
- ・育児休暇…生後1年6月に達しない子を育てる職員（男女を問わない。）に、1日2回（各60分）勤務を免除する制度（有給）
- ・非常勤職員、臨時的任用職員等については別途規定

重点目標3

男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし

あらゆる暴力を根絶し、ひとり親家庭など、様々な困難を抱える女性等への支援や、生涯を通じた健康支援に取り組むことにより、誰もが安心してくらすことができる社会をめざします。

施策の基本方向1 あらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力を未然に防ぐとともに被害者の自立に向けた支援を強化します。

■ 主要施策

- ①配偶者等からの暴力被害者への支援
- ②配偶者等暴力に対する啓発
 - ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき策定した「かながわDV防止・被害者支援プラン」を着実に推進し、配偶者等からの暴力被害者への支援を行うとともに、暴力を未然に防ぐための啓発を行います。（※①②については同プランの構成事業を位置付けるものとします。）
- ③犯罪被害者等に対する支援
 - ・警察・民間支援団体と連携協力し、犯罪被害者等へのきめ細かな支援を提供します。
 - ・性犯罪・性暴力の被害者への相談を行うほか、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に対する取組みを図ります。

■ 数値目標

目 標	現状値 (年度)	目標値 (年度)
夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合 ①「交友関係や電話を細かく監視する」 ②「大声で怒鳴る」 ③「性的な行為を強要する」 ④「平手で打つ」 ⑤「生活費を渡さない」	①28.6% ②56.1% ③67.8% ④86.7% ⑤68.7% (2016 (H28))	100% (2018 (H30)) ※3
参考数値	現状値 (年度)	
県配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数	4,695件 (2016 (H28))	

施策の基本方向2 困難を抱えた女性等に対する支援

ひとり親家庭や高齢単身女性など、生活上の困難に陥りやすい女性等が自立し安心なくらしができるよう、それぞれの実情に応じた支援を行います。

■ 主要施策

- ①ひとり親家庭に対する支援
 - ・就業相談及び経済的支援の実施により、ひとり親家庭を支援します。
- ②高齢女性に対する支援
 - ・就業支援や地域支援等の実施により、高齢女性を支援します。
- ③障がいのある女性に対する支援
 - ・就業支援や公営住宅のバリアフリー化などにより、障がいのある女性を支援します。
- ④外国人女性に対する支援
 - ・多言語相談等の実施により、外国人女性を支援します。
- ⑤生活困窮者等の自立に向けた支援
 - ・生活上の困難に直面している人が、地域において自立した生活を送ることができるよう、切れ目のない支援を実施します。

⑥性的マイノリティ（LGBT等）に対する支援

- ・性的マイノリティについて社会的な理解促進を図るとともに、就労支援等を実施します。

■ 数値目標

目 標	現状値 (年度)	目標値 (年度)
母子家庭等就業・自立支援センター事業による就業者数	73名 (2016(H28))	80名 (2019(H31)) ※3
建替え等が行われる公的賃貸住宅（100戸以上）における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率	- (-)	25% (2022(H34))
参考数値	現状値 (年度)	
「高齢者や障がい者がくらしやすい住宅の整備やまちづくりがされていること」の満足度	6.8% (2016(H28))	
災害時通訳ボランティアの登録者数	231人 (2016(H28))	

施策の基本方向3 生涯を通じた健康支援

生涯を通じて、男女には異なる健康上の問題が生じるため、未病の改善や、性差に応じた健康支援を行うとともに、男女共に生涯にわたり輝き続けることができるよう、「人生100歳時代」に向けた取組みを行います。

■ 主要施策

①女性の健康に対する支援

- ・若い女性の未病の改善、周産期医療システムの充実、子宮がん、乳がん検診の受診促進など、生涯を通じた女性の健康支援を行います。

②男性の健康に対する支援

- ・男性が7割弱を占める自殺者について、「神奈川県自殺対策計画（仮称）」（平成29年度策定予定）に基づき対策を推進します。

③エイズ・性感染症等に対する支援

- ・エイズ・性感染症の予防に関する普及・啓発に取り組みます。

④「人生100歳時代」に向けた取組み

- ・一人ひとりが生涯にわたり輝き続けることができる社会を実現するため、それを支える基盤づくりや、学び直し・働き方・社会参加等の取組みを促進します。

■ 数値目標

目 標	現状値 (年度)	目標値 (年度)
子宮がん検診、乳がん検診受診率	子宮がん44.6% 乳がん45.7% (2016(H28))	2017(H29)年度中改定予定の関係計画の目標値を位置付け
適正体重を維持している者の割合の増加（20歳代女性のやせの割合の減少）	28.9% (2013(H25)～ 2015(H27))	20% (2022(H34))
自殺者の減少	1,254人 (2016(H28))	2017(H29)年度中改定予定の関係計画の目標値を位置付け
参考数値	現状値 (年度)	
「こころに不安や悩みのある人がいつでも相談できるなど、自殺を防ぐ社会づくりが行われていること」の満足度	4.4% (2016(H28))	

重点目標4

男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

男女共同参画社会の実現のため、根強い固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識改革や、多様な選択を可能とするために必要な育児・介護等の基盤整備に取り組みます。

施策の基本方向1 固定的性別役割分担意識解消のための意識改革

男女共同参画社会の形成を阻んでいる固定的性別役割分担意識の解消に向けて、意識の醸成を図ります。

■ 主要施策

- ①男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成
 - ・各種啓発を行うとともに、男女平等学習を支援できる生涯学習指導者を養成します。
 - ・メディアにおける男女共同参画に関する理解や自主的取組みを促すため、国に対して提案を行います。
- ②男女共同参画の理解を深めるための情報収集・提供
 - ・男女共同参画社会の実現に向けて、調査・研究活動に必要な行政資料等を収集・整理し、県民等の利用に供します。

■ 数値目標

目 標	現状値 (年度)	目標値 (年度)
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方に対して「そう思わない」と考える人の割合	78.4% (2016(H28))	2016(H28)年 度より増加 (2022(H34))
参考数値	現状値 (年度)	
男女の平等感		
①議会・行政等の政策決定の場で	①18.6%	
②家庭生活上で	②39.1%	
③職場で	③22.3%	
④学校教育の場で	④55.8%	
⑤地域活動で(自治会・町内会、PTA、ボランティアなど)	⑤44.9%	
⑥社会通念・慣習・しきたりなどで	⑥15.5%	
⑦社会全体で	⑦14.4%	
	2016(H28)	

施策の基本方向2 子ども・若者に向けた意識啓発

早い時期から男女共同参画への意識を育み、将来に向けた人生設計を行うことができるよう、子どもや若者に対する意識啓発に取り組みます。また、教職員に対する研修や、スクール・セクハラ根絶等、学校現場における基盤整備を促進します。

■ 主要施策

- ①子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成
 - ・各種啓発資料の配布や、講座等の実施により、子どもの頃から男女平等意識を育みます。
 - ・固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じた生き方を選択できるよう、高校・大学におけるライフキャリア教育を支援します。
- ②学校現場における基盤整備
 - ・スクール・セクハラ根絶防止に取り組みます。
 - ・教職員の意識啓発と男女平等教育を実践する上での課題解決を図るため、男女平

等教育についての研修を行います。

■ 数値目標

目 標	現状値 (年度)	目標値 (年度)
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方に対して「そう思わない」と考える18～29歳の人の割合	81.3% (2016(H28))	2016(H28)年 度より増加 (2022(H34))

施策の基本方向3 育児・介護等の基盤整備

子育てや介護等に関する福祉サービスを充実することで、男女ともに子育て等の負担の軽減を図ります。

■ 主要施策

① 育児等の基盤整備

- ・ 待機児童を解消するとともに、多様な保育ニーズに対応するため、保育所の整備等を進める市町村の取組みを支援します。
- ・ 県条例に基づき、子育て支援の取組みを進める企業の認証制度に取り組みます。
- ・ 国家戦略特区を活用した県独自の地域限定保育士試験を実施し、県内の保育士確保を図ります。

② 介護の基盤整備

- ・ 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の整備を促進します。
- ・ 家庭における介護負担を軽減するため、相談体制を充実します。

■ 数値目標

目 標	現状値 (年度)	目標値 (年度)
保育所入所待機児童数	756人 (2017(H29))	0人 (2022(H34))
特別養護老人ホーム整備床数（累計）	35,411床 (2016(H28))	2017(H29)年度中改定 予定の関係計画の目標 値を位置付け予定
参考数値	現状値 (年度)	
かながわ子育て応援パスポートの施設数	3,223施設 (2017(H29).6)	
放課後児童クラブの施設数	1,090施設 (2016(H28).5)	
放課後子ども教室の教室数	24市町村 115教室 (2016(H28))	
特定地域型保育事業の利用定員数	2,714人 (2015(H27))	
特定教育・保育施設の利用定員数	153,997人 (2015(H27))	
訪問介護サービス供給量	11,172,177回/年 (2015(H27))	
小規模多機能型居宅介護サービスの利用者数	4,381人/月 (2015(H27))	

重点目標5 推進体制の整備・強化

市町村やNPOなど、多様な主体と協働するほか、男女の置かれた状況を的確に踏まえながら、効果的な計画の進行管理を行います。

施策の基本方向1 多様な主体との協働

- ・市町村やNPO、民間企業等、多様な主体と緊密に連携をしながら、男女共同参画社会に向けた取組みを推進します。

施策の基本方向2 男女別統計の促進

- ・男女の置かれている状況を客観的に把握するため、各種調査の実施にあたっては可能な限り男女別データを把握するよう、県庁内や国等に働きかけます。

施策の基本方向3 進行管理

- ・計画の進行管理は、人権男女共同参画施策推進会議（※5）が行うこととし、各主要施策の推進を図ります。
- ・年次報告書等による男女共同参画推進プランの進捗状況を公表します。
- ・市町村の男女共同参画計画策定状況等について、いわゆる「見える化」による公表により、市町村の施策の取組みを促進します。

※5：県民局担当の副知事を会長とする県庁内の意思決定機関

■ 数値目標

目 標	現状値 (年度)	目標値 (年度)
女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率（市町村）	市 42.1% 町村 7.1% (2016 (H28))	市 100% 町村 70% (2022 (H34))
参考数値	現状値 (年度)	
男女共同参画基本計画の策定率（市町村）	市 100% 町村 71.4% (2016 (H28))	